

## 小田原市教育委員会協議会会議録

1 日時 平成19年2月26日(月)午後7時58分～午後8時32分

場所 小田原市役所 602会議室

### 2 出席した教育委員の氏名

1番委員 山田浩子

2番委員 青木秀夫 (教育長)

4番委員 安藤實英 (教育委員長)

5番委員 横田俊一郎 (教育委員長職務代理者)

### 3 説明等のため出席した教育委員会職員の氏名

学校教育部長 鈴木紀雄

生涯学習部長 鈴木敏

生涯学習部次長 清水清

教育政策課長 曾我勉

生涯学習政策課長 中村悟

学校教育課長補佐 剣持清和

学校教育課長補佐 佐宗修二

生涯学習課長補佐 高橋幸男

(事務局)

教育政策課教育政策担当主査 杉山博之

教育政策課主査 前島正

### 4 議事

#### (1) 報告事項

平成19年度学校教育のねらいと基本方針について(学校教育課)

指導力不足教員の取扱いに関する要綱について(学校教育課)

小田原市生涯学習センター利用に際しての使用許可基準(生涯学習政策課)

小田原市生涯学習センター本館愛称の決定について（生涯学習政策課）

5 議事の概要

（１）報告事項

平成１９年度学校教育のねらいと基本方針について（学校教育課）

学校教育課長...報告事項（１）の平成１９年度学校教育のねらいと基本方針について、御説明いたします。資料１をご覧ください。

「学校教育のねらいと基本方針」につきましては、毎年度、市教育委員会から各学校に示し、各学校が学校教育を推進する上で、指針にしていくものでございます。表面は、平成１４年度末に策定しました「小田原市学校教育推進計画」に明示されているもので、来年度も、特に変更はございません。裏面は、１９年度の重点として、特に、「豊かな心をはぐくむ教育の充実」と「児童・生徒の確かな学力の向上」「学校・家庭・地域の一体教育」の３点を挙げております。さらに、その具体的な方法として、星印をつけておりますが「おだわらっ子の約束」「授業評価」「スクールボランティア」を示し、全校で進める学校評価の共通項目にするよう、指示しております。この３点以外に、「支援教育」「健康づくり」「コミュニケーション能力」「郷土」「安全・安心」の５つを重点としてあげ、これらに取組むことを通して、明るく元気な学校づくりをめざすための内容を示しております。以上で説明を終わらせていただきます。

横 田 委 員...学校評価は既に学校で行われていることなのでしょうか。

学校教育課長...学校評価につきましては、各学校が少しずつ工夫をしながら広めている状態ですが、学校評価自体は全校で行われています。今年度、学校評価研究委員会を市のほうで立ち上げ、来年度から市としてのガイドラインを作成し、それをもとに共通に２つのことを提案しています。その２つのこととは、共通項目を設けようというもので、それが先ほどご説明しました３点です。もう一つは児童生徒による授業評価を何らかの形で学校評価に取り入れること。この２点を来年度全校で行っていくことになりませんが、それ以外のことについては各学校が工夫をしながらほぼ定着

しているものと考えています。

横 田 委 員...この評価の結果というのは、公表されているものなのでしょうか。

学校教育課長...評価の公表につきましては、学校も教育委員会もできるだけわかりやすい形で発信するよう心がけておりまして、実際「学校だより」によりほとんどの学校が公表しておりますし、それ以外にPTA総会や学校評議委員会など、様々な機会をとらえて結果の公表をしています。

安 藤 委 員 長...それぞれの考えのもとに各学校が行われると思いますが、学校教育ルネッサンスの中の新規事業等にも関連していると思いますが、内容として非常に多くなってしまわないか心配です。そのへんの整理とかは、どう考えていますか。

学校教育課長...整理の仕方としては、今お話をした「学校教育のねらいと基本方針」につきましては、学校が子ども達の幸せを考えて、こういうところを重点に進めていこうというものになります。「学校教育ルネッサンス」につきましては、教育委員会としての施策を整理したものになります。当然、学校教育の方向と教育委員会の行う施策の方向は一致しておりますし、そのような整理を行っております。

安 藤 委 員 長...ここに書いてあること全部をやらなくてはならないと思うと、先生も大変だと思いますね。

青 木 教 育 長...実際、学校でやらなくてはならないことがたくさんあります。そのやらなくてはならないことの中にも、不易と流行があって、時代が変化しようとも変わらないもの、時代のニーズにあわせて行うものなどいっぱいあります。そのようなものを整理して、教育委員会として提示していくことは大切なことだと考えています。

(その他質疑・応答なし)

指導力不足教員の取扱いに関する要綱について

(学校教育課)

学校教育課長...次に、報告事項(2)「指導力不足教員の取扱いに関する要綱について」御説明いたします。資料2をご覧ください。

指導力が不足している教員の問題につきましては、本市でも適宜対応をしてきたところですが、この度、県教育委員会より、各市町教育委員会で、「指導力不足教員の取扱いに関する要綱」と「指導力判定会の設置要綱」を作成するよう指導がございました。それを受けて、本市も、この2つの要綱を作成し、3月1日より施行としたものでございます。ただ、判定会につきましては、当分の間、県教育委員会がモデル事業という形で行うことになっております。全体像については、資料2の5枚目のフロー図をご覧ください。各学校で指導力に課題がある教員がいる場合、校長が中心となって情報収集、把握を行っていきます。それに基づき指導を行っていきます。これが第一段階になります。この日々の指導において改善が見られない場合に第二段階になりますが、この段階では教育委員会にも報告があります。指導主事、人事担当者、教育事務所の職員が学校に行き指導等を行っていきます。それでもなお、改善が見られない場合、校長から教育委員会に対して判定会にかけるとして申請がまいります。その申請を受けまして指導力の判定会が開かれます。その判定会において指導力不足と判定された場合、その後1年間の研修を行うこととなります。その流れの中で、資料の取扱いに関する要綱、指導力要綱が必要となってきます。判定会設置要綱の第3条にございますが、教育委員会、学校だけでなく、医師、弁護士、学識経験を有するものから7名以内をもって組織されることとなります。外部の様々な角度から、指導力不足教員に対して判定が下されます。本市の教員が、資質の向上に努め、そのために指導・支援していきたいと考えておりますが、あわせて指導力に欠ける教員に対して、しかるべき対応をしていく必要があると考えており、この要綱の施行が、これらの対応を制度化するものと捉えております。以上で、説明を終わらせていただきます。

安藤委員長...この指導力不足とは具体的には何を指しているのですか。

学校教育課長...取扱いに関する要綱の第2条の2にひとつの定義として「教員としての資質・能力に問題があり、授業が成立しない、児童又は生徒指導を適切に行うことができない等、著しく指導力が不足している教員をいう。」となっております。

横田委員...これはすべての教育委員会に設置されるのですね。また、判定会の中に「医師、弁護士及び学識経験を有する者のうちから、教育長が委嘱し、又は任命する。」とありますが、医師とあるのは指導力不足のある教員に精神的疾患があることも想定しているのですか。

学校教育課長...はい、そのとおりになります。

安藤委員長...なかなか難しいですね。何か烙印を押してしまうな感じになってしまうようで。

学校教育課長...そこに達するまでに、先ほどのフローでご説明したとおり、第一段階・第二段階と一年近くの観察・指導が行われ、それで改善が得られない場合に判定会にかけられることになります。

横田委員...本来なら、教師の採用の時点で大きな問題となると思いますが、採用の時点での基準とか規定とか、色々と考えているんですよね。

学校教育課長...採用は県で行いますので、採用についてしっかりやってもらいたい旨の申し出は行っておりますが、県でも採用に当たっては模擬授業を取り入れたり、面接も個人面接以外にもグループ面接を行ったり、実技的なものも取り入れたりと色々なところみをしておりますが、現実には新採用の状況を見ますとこれで試験が通ったのかなと、不安になることもあります。

安藤委員長...昔の先生にはユニークな先生がいたような気がしますが。

学校教育課長...そのような教員をこの判定会にかけるのではなく、個性ある教員は尊重したいと考えております。子どもとかかわる力のない教員もおりますので、やはり、教員にとっても子どもにとっても不幸ですので、そのような教員については、このようなしくみの中で対応していく必要があると思います。

青木教育長...今まで、この判定会議というのは、できそうでできなかった。ここできちんと県も判定会議について市町に対して動きがありましたので、これに該当する場合には判定していくことになります。

山田委員...この研修が終わった後は、現場に戻すとか、戻さないとか判定会をまた開くのですか。

学校教育課長...判定会を再度開きはしませんが、状況を踏まえて校長が解除の申請を行

いまして、教育長がそれを認めれば解除されます。申請しても、状況を見て研修の継続が必要と判断されればさらに継続されることになります。

安藤委員長...このような判定会議が周知されると、また違った形の動きがでたりするのは怖いですね。この制度で先生方を振り回さないようにしてもらいたいですね。子どもにとってどうなのかで考えていかないと。親の都合、先生の都合ではなくて、子どもにとってどうなのかという基準で考えないと。制度だけ振り回すことにならないようにお願いします。

(その他質疑・応答なし)

小田原市生涯学習センター利用に際しての使用許可基準 (生涯学習政策課)

生涯学習政策課長...それでは、私から報告事項3「小田原市生涯学習センター利用に際しての使用許可基準」についてご説明いたします。

小田原市生涯学習センターにつきましては、平成18年11月21日開催の教育委員会定例会において条例案を説明させていただき、12月の市議会定例会に上程し議決をいただいたところで、4月1日の開設に向けて準備作業を進めているところです。そこで、小田原市生涯学習センター利用に際して使用の許可をする場合には、小田原市生涯学習センター条例の第6条(使用の許可)に基づいて行いますが、許可の判断が難しい項目について判断の目安を使用許可基準として整理しまとめたものです。資料の3を御覧ください。この使用許可基準については、現在の中央公民館の運営に当たって公民館運営審議会が過去に作成し現在使用しているものを参考に、小田原市生涯学習センター準備委員会で検討整理し、2月13日開催の社会教育委員会議で協議していただいたものです。まず、前提となります部分を説明しますと、今までの公民館では、社会教育法第23条において「営利行為、政治活動、宗教活動の制限」が規定されておりました。今回の生涯学習センターでは、「政治活動、宗教活動の制限」についてはセンター条例第6条の規定の中で特定の政党又は宗教の活動について制限できることとなっています。一方、営利行為

については、条例の中に特段規制する条項を定めていませんので、社会教育施設として社会教育法の趣旨にのっとり、センター条例の第6条の規定の中で、使用が適当であるか教育委員会が判断することとなります。そこでまず、資料3の欄外に、センター使用許可の前提となる考え方を明記しました。表中上段、宗教・政治関係については、条例で制限できることを規定しているので内容・考え方は従前と変わりません。中段営利関係については、6番のところを御覧いただきたいのですが、今後有償の社会教育事業など幅広い利用形態、例えば市民の団体が企画するコンサート等も考えられることから、有償での講演会や教育、学術、文化的催し物はホールの使用料を2倍としながら、市民の利便性・使い勝手を考え許可していくものです。また、その下の7では社会教育事業や公共的事業、例えば地場産業の振興、福祉団体等の育成等に係る講演会や大会等における講師の書籍や関連物品等の販売は同様の観点から認めることとしています。今後これらの判断基準を基に、利用案内等の中に文章化したものを掲載し明示していくものです。以上で、説明を終わらせていただきます。

(質疑・応答なし)

小田原市生涯学習センター本館愛称の決定について

(生涯学習政策課)

生涯学習政策課長...それでは続いて、報告事項4「小田原市生涯学習センター本館愛称の決定」についてご説明いたします。

小田原市生涯学習センター本館の愛称につきましては、生涯学習センター開設に向け協議検討するため本年度設置しました小田原市生涯学習センター準備委員会からの提言もあり、生涯学習センターを周知するとともに市民に親しまれる施設とするため、平成19年1月5日から31日までの約1カ月間広く一般から募集を行いました。その結果、91件の応募がありました。そこで、準備委員会委員3人及び教育委員会職員2人、教育長と生涯学習部長になりますが「小田原市生涯学習センター本

館愛称選定委員会」を設置し、2月22日に厳正なる審査を行った結果、愛称を「けやき」と決定しました。ご応募いただいた方には、抽選で記念品を贈呈することになっており、当日併せて抽選も行い、結果は資料のとおりとなっています。今後、本館については、小田原市生涯学習センター「けやき」として皆さんに親しまれるよう周知を図るものです。以上で、説明を終わらせていただきます。

( 質疑・応答なし・協議会を終了 )